

# 仕 様 書

## 1 件名

港区 SNS・Web 広告出稿事業支援業務委託

## 2 目的

SNS 及び Web を通じた区の情報発信力をさらに強化するため、SNS・Web 広告を活用し、ターゲットに的確に情報を発信することを目的とする。区の施策や魅力を効果的に PR するため、施策に応じたターゲット設定や広告運用、効果検証を行い、港区の魅力や区民サービスの認知度向上を目指した支援を行う。

## 3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 履行場所

港区役所（港区芝公園一丁目 5 番 25 号）及び受注者施設等

## 5 基本事項

- (1) 過去 3 年以内に SNS 及び Web 広告出稿代理（X, Meta, Google 広告等）の実績があり、本業務において業務責任者及び業務担当者を配置し円滑に業務を遂行できる体制であること。
- (2) データ分析及び数値に基づいた改善提案の実務経験が 3 年以上ある業務担当者を配置すること。
- (3) 投稿コンテンツを制作する業務担当者は、Adobe の illustrator または Photoshop の実務経験が 3 年以上あること。
- (4) 連絡調整にあたっては、SNS に関する質疑応答に速やかに対応することができる業務担当者を配置すること。

## 6 業務内容

### (1) 広告企画立案

- ア 月 1 回、発注者にヒアリングを行ったうえで広告ごとに企画を立案し、広告企画書を作成すること。
- イ 企画書には、ターゲット分析、広告媒体選定、予算配分、目標値設定（インプレッション、クリック率等）、A/B テスト等の提案を含めること。

### (2) 広告コンテンツ・テキスト制作

#### ア 静止画

- ・複数（2 案程度）のデザイン案を制作すること。
- ・素材サイトを利用する場合は、発注者と協議のうえで素材サイトを選定し使用

[ここに入力]

すること。素材サイトを利用する場合は、受注者の責任のもと最新の規約を遵守すること。

- ・素材サイトを利用しないものに関しては、原則発注者が素材を用意するものとする。

#### イ 動画

- ・動画は絵コンテを作成し、制作前に発注者に確認すること。
- ・動画は、提案する発信媒体に適した動画尺や構成を提案すること。
- ・映像素材は発注者が提供する。ただし、SE (Sound Effect) やBGM等の音源素材については、受注者の責任のもと用意すること。
- ・素材サイトを利用する場合は、発注者と協議のうえで素材サイトを選定し、使用すること。素材サイトを利用する場合は、受注者の責任のもと最新の規約を遵守すること。

#### ウ テキスト

- ・訴求力があり、投稿企画に沿った投稿文を作成すること。
- ・ハッシュタグ等を活用すること。なお、ハッシュタグは検索・調査を行い、炎上リスクを確認したうえで、ターゲット利用頻度が高いものを提案すること。

#### (3) 広告静止画のホームページ用バナー画像へのリサイズ

- ・広告と統一感のあるデザインで制作すること。
- ・PC版およびスマートフォン版の2点を制作すること。
  - ① 画像 (PC用) : 推奨サイズ : 幅 780px 高さ 410px
  - ② 画像 (スマホ用) : 推奨サイズ : 幅 720px 高さ 480px

#### (4) 広告出稿代理・管理

- ・発注者協議の上決定した媒体へ出稿すること
- ・Google アナリティクスパラメータを設定すること (utm\_source、utm\_medium等)。

#### (5) 広告結果報告・検証 (改善提案)

- ・広告終了後 14 日以内に報告書提出すること。
- ・インプレッション、クリック率、再生数等広告全体の改善に向けた適切な数値を分析し、改善提案を含め毎月の定例会議等で報告すること。

#### (6) 利用媒体

(ア) 検索エンジン (Google、Yahoo!等)

(イ) SNS (LINE、X、Facebook、Instagram、YouTube 等)

※LINE、X、Facebook、Instagram、YouTube については、区の公式アカウントを使用すること。

(ウ) その他受注者が提案する媒体

[ここに入力]

(7) 広告企画内容（広告キャンペーン）の数

18 件（内、動画コンテンツを用いた広告キャンペーンは6件程度を想定。）

※出稿期間は1週間～1か月程度を想定。

※事業の進捗等により件数は変更することがある。

(8) 広告配信料

委託金額のうち、1,800,000円以上（18件×100,000円想定）を広告配信料に充てること。

(9) その他事項

ア 発注者と定例（2週に1回程度、オンライン可）で会議を開催すること（契約締結後速やかに実施し、その後は定期的な実施を想定）

イ 会議資料は事前に共有し、簡易的な議事録（今後のタスク、スケジュールを明確に記載）を提出すること

7 投稿コンテンツ作成に際しての留意事項

(1) 投稿する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招くことがないように留意すること。

(2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等の権利を侵害することがないように十分留意すること。

(3) 次に掲げる情報は発信しないこと。

ア 他者を侮蔑する情報

イ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長する情報

ウ 違法又は不当な行為を助長する情報

エ 事実と異なる情報

オ 閲覧者に損害を与えようとする内容又はわいせつな内容を含むサイトに関する情報

カ 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとする情報

キ その他公序良俗に反する情報

8 納品物

受注者は、以下の成果物を発注者に提出すること。

(1) 広告企画書（広告合計件数18件）

(2) 各広告用静止画コンテンツ

以下、2つのデータ形式で納品すること。

① png または jpeg

② 編集データ (psd または ai)

[ここに入力]

- (3) 各広告用動画コンテンツ（原則 MP4 とし、発注者が指定する場合は MPEG2 形式でも納品すること）
- (4) 各広告用投稿テキスト
- (5) ホームページ用バナー画像（広告用静止画コンテンツのリサイズ）  
以下、2つの形式で納品すること。
  - ① PC 版
  - ② スマホ版
- (6) 各広告分析結果報告および改善提案書
- (7) その他支援業務に必要なもの

## 9 著作権

成果物の著作権等の取り扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、著作権法第 21 条（複製権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利も発注者に移転し、受注業者に留保されないものとする。
- (2) 発注者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号または第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。
- (4) 受注者は、本業務により得られた成果物に係るすべての著作権を、成果物の納入時に発注者に無償で譲渡したものとする。また、発注者が成果物を提供した第三者に対して、受注者は著作者人格権を行使又は主張しないものとする。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料およびコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権及び著作隣接権を有していた部分については、上記の規定は適用されないものとする。

## 10 支払方法

契約代金は、毎月の業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき各月で支払うこととする。

## 11 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任におい

[ここに入力]

て適切に行うこと。

- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

## 12 責任及び損害賠償

本業務について、受注者の責に帰すべき事由に基づく損害に関し、請求の原因を問わずそれが直接の原因で発生した損害に対して、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。

## 13 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

[ここに入力]

14 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

15 担当

港区企画経営部区長室広報係

電話 3578 - 2038 FAX 3578 - 2034